

地下の正倉院展【平城木簡年代記「クロニクル」】

前期展示木簡

| | | |
|----|-----------|------------|
| 前期 | 一〇月一五日(土) | 一一〇月三〇日(日) |
| 後期 | 一月一日(火) | 一一月一二日(日) |

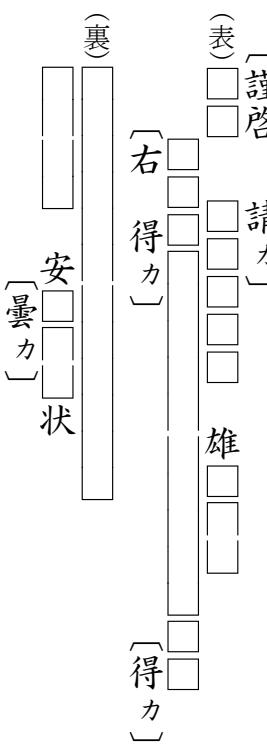
*木簡は二期に分けて展示します。

※本解説シートでは、今回の展示にあたり再検討した結果、既報告の訛文を改めている場合があります。
※展示番号の上部に記した◎は国宝を、○は重要文化財を示します。

I 姿を現した「平城木簡」—一九六〇年代出土木簡—

◎1 平城宮跡最初の木簡

(五次 SK219出土。『平城宮木簡』四号。
以下、宮一一四のよう略記。)



長さ(一四六)mm・幅(三四)mm・厚さ八mm ○五一型式

一九六一年一月二十四日に平城宮跡で最初に見つかった木簡。安曇某が書いた手紙の木簡の断片とみられる。全体に腐蝕が著しく、墨痕は断片的で、しかも左辺は二次的に割られていて文字の左半が欠けている。下端を右辺から削つて尖らせてているのも二次的な加工で、元の長さはもう少し長かった可能性もある。

「啓」は、「拝啓」「謹啓」などとして今でも名残をとどめる手紙の書式。公文書の書式を定めた公式令の規定では、皇太子に關

する事務を担当する春坊から皇太子に上申する書式として定められているが(公式令7「啓式條」)、木簡や正倉院文書の実例では、「謹啓」あるいは「某謹啓」の形で、広く役人間の業務のやりとりや私信などの書式として利用されている。

書き出し部分はかろうじて偏の部分が残るだけだが、残画から「謹啓 請…」と判読でき、何らかの依頼文の可能性が考えられる。「請」の下には依頼内容が「…事」と続き、二行目はこれを受けて「右…」と具体的な説明に移るのである。記載は裏面にまで続いていたとみられるが、残念ながら裏面も腐蝕が著しく、文意を読み取るまでには至らない。

◎2 甲斐国からのクルミの荷札1

(五次 SK219出土。宮一一九)

(表)「甲斐国」山梨郡雜役胡桃子一古
(裏)天平寶字六年十月

甲斐国山梨郡(今の山梨市を中心とする、甲府盆地東北部の地
長さ二二九mm・幅一九mm・厚さ四mm ○三二型式

域)からのクルミの荷札。SK219からは、2と形状・内容とともにそつくりな後期展示4、および原形はよく似た木簡だったとみられる宮一一四も出土している。甲斐国からの貢進物の荷札と明確にわかる木簡はごく少なく(可能性を含めても六点程度)、そのうち三点がまとまとった形で平城宮跡最初の木簡に含まれていたのは注目に値する。同時に見つかった木簡の点数はそれほど多くない中で、ほぼ同形・同内容とみられる荷札が同じ遺構からまとまって出土していることからすれば、同じ荷物に複数の荷札が付けられていた可能性も考えられる。

天平宝字六年は七六二年。2および後期展示4は、平城宮第一号木簡、いわゆる「寺詣木簡」(後期展示3)に年代の定点を与える重要な紀年銘木簡である。また、SK219出土土器の年代観を決定する足掛かりともなった。

「子」は実の意味で、「胡桃子」はクルミの実のこと。「雜役」は租税の名称としては知られておらず、これらの木簡以外には類例がない。中男(一七歳から二〇歳までの男子。ただし、この木簡の時期は藤原仲麻呂によって年齢区分が一歳引き上げられた期間にあたり、一八歳から二一歳まで)の共同労役による中男作物のような調達方法を指す表現とみられる(「正丁作物」と表記した例もある〔内裏東大溝SD2700出土木簡。『平城宮発掘調査出土木簡概報』一六、六頁上段(一八)。以下、城一六一六上(一八)のように略記〕)。貢進主体の記載が郡までで、個人名が書かれていない点からも、中男作物との親近性がうかがわれる。「古」は「個」と同じ意味の個数の単位の可能性もあるが、内容物がクルミであることからすると、音が共通な「籠」に通じ、籠状の容器の単位とみられる。

国名部分の記載は、2・後期展示4・宮一一四いずれも上端の狭い余白に窮屈に書き込まれている。後期展示4に至つては「国」を書くスペースがなく「甲斐」しか書いていない。同筆か異筆かの判断は難しいが、これらが少なくともあとから追記されたものであることは明らかである。それはいつのタイミングであろう?

国名の追記はいずれも荷札に括り付ける際に紐を掛けるための切り込み部分に書かれており、荷物に付いた状態では書けない位置である。荷札は最終消費地で取り外され捨てられると考えられるから、追記は荷物に付ける前に行われたことになる。考えられるのは、甲斐国を発つ前であろう。当初郡名から書き出していたことを重視すると、山梨郡で調達されたクルミに付されたこの荷札は、甲斐国府での検品の際に恐らく一旦荷物から外されたうえで「甲斐(国)」と追記され、再度荷物に括り付けられて、クルミとともににはるばる都へと旅だつたのではないかだろうか。

甲斐国がクルミの貢進国であったことは、甲斐国の年料別貢雜物として、筆卅管、零羊角六具、胡桃子一石五斗を規定する延喜民部省式下の規定からわかる(「零羊」はニホンカモシカ)。また、延喜主計寮式上によると、甲斐国の中男作物として、紙・熟麻・紅花・芥子・胡桃油・鹿脯・猪脂が挙げられており、これからも甲斐国がクルミの産地だつたことがわかる。

クルミの貢進としてはほかに、信濃国(今の長野県)の諸国例貢御贊としての姫胡桃子(延喜宮内省式)、同じく信濃国の諸国貢進御贊の年料としての胡桃子と姫胡桃子(延喜内膳司式)、伊勢国(今の三重県のうち、伊賀および志摩地域を除く範囲)と阿波国(今の徳島県)の諸国進年料雜葉としての胡桃子(延喜典葉寮式)などが知られる。食料だけでなく、薬としての用途もあつたことがわかる。

なお、甲斐国の中男作物は、延喜主計寮式上によると、調は帛や絹、庸は布で、本体に記銘する纖維製品であった(正倉院宝物に、甲斐国の中男作物の墨書銘がある絹が二点伝来している。松嶋順正編『正倉院宝物銘文集成』調庸関係銘文七・七四)。甲斐国の中男作物は、甲斐国の中男作物としての用途もあつたことはこのためであろう。

◎5 「西宮」を警備する兵衛の木簡

(一三次、SK820出土。宮一一九九)

(表) 西宮南門 春部 大野 角門 達沙 丹比部 合六人

(裏) 「此无塩如何不可須如常」

長さ(一九二) ■ ■ ■ 厚さ五 ■ ○一九型式

「西宮」と呼ばれる宮殿を警備する兵衛の名が記された木簡。SK820からは同種の木簡が多数出土しており、「西宮兵衛木簡」と総称される。SK820の検出位置から、西宮は内裏を指す可能性が高いと考えられる。南門は内裏の正門、角門は南門の掖門か。門名の下にはそれぞれの門を守る人のウジ名が記されている。「春部」と「丹比部」に付された鉤型の印は合点と呼ばれる符合。あるいは、何らかの事情で実際には勤務しなかつた者に付したものか。

裏面には「塩が支給されないのはどうしたことか、いつものようにはとりあつかわれないのだろうか」と切なる思いが記されている。この記述により、警備担当分担の木簡が、食料請求の木簡としても機能したことが分かる。

9 考課(毎年の勤務評価)に使われた木簡

(表) 去上從八位下村合氷守公麻呂年五十四 河内国志紀郡 「上日二百十船稻」

(一三次補、SD4100出土。宮四一三七九五)

(裏)

ほぼ完形で廃棄された勤務評定の木簡。律令制に基づく役人の勤務評定には、毎年の評価である考課(単に「考」ともいう)とその一定年数分の積み重ねによる位階昇進の評価である選叙(単に「選」ともいう)の二種類があり、これは考課木簡の例。村合氷守公麻呂という、河内国志紀郡(今の大坂府藤井寺市、

◎6 備前国からのクラゲの荷札

(一三次、SK820出土。宮一一三九八)

(表) 備前国水母別貢 御贊弐斗

(裏) 天平十八年九月廿五日

長さ一四四 ■ ■ ■ 厚さ六 ■ ○三三型式

備前国(今岡山県東南部)から御贊として届けられた「水母」(クラゲ)の荷札。「備前国」は後から余白に書き込まれている。「別貢」は定例外の貢進の意味か。弐斗(ニ斗)は今約九升、一六・二リットルほどにあたる。

天平十八年は七四六年。SK820出土木簡には天平十七・十八年の年紀を有する荷札が多数含まれ、また最新の年紀は「天平十九年七月廿三日」である(宮一一四五六)。そのため、SK820は天平十九年七月からそれほど間を置かない時期に埋没したとみられ、其伴土器も天平年間末年頃のものと推定できた。6も、そのような推定に一役買つた木簡のひとつである。

及び八尾市西南部・柏原市西部の一部)に本貫(本籍地)のある五十四歳の役人の勤務評定用の個人カードの木簡。村合氷守というウジ名は他に類例がないが、河内国には氷連という氏族があり(『新撰姓氏録』)、これと関係があるとみられる。

「去上」は去年の評価が三段階評価(上・中・下)の上等だつ

たことを示す。余白に今年の評価を書き込むようになつてゐるが、

9の場合は今年の上日（出勤日数）が二百十日だつたことが追記されただけで、評価が書き込まれないまま捨てられてしまつてい

る。その辺の事情は定かではない。上日数と同筆の「船稻」や、

通常書かれる官職が見えない点も不詳。

勤務評定の木簡は側面に孔があけられているのが特徴である。

これは順序を固定して紙の文書を作成したり保管したりする際に、紐を通してつなげて使うための工夫である。9の孔は木簡の上端から約一五mmの位置にあり、上端の残る考選木簡の中では位置がやや高い。径は約四mm。裏面の墨線は、木簡がバラバラになつても順序がわかるよう、木簡の裏面に通して引いたものであろう。

10 続労銭の付札1

（三二次補、SD4100出土。宮六一九〇五八）

（表）大伴王資人井上伊美
錢五百文
〔検校カ〕 瓶原東人

（裏）神龜一月

大伴王の資人（従者）の井上伊美（吉）某の続労銭の付札。

続労銭は資錢ともいい、定員オーバーで官職に就けなかつた六位

以下の官人や位子（＝六位から八位までの官人の嫡子）などが納

める錢のこと。位階昇進判定の対象となる資格（「考」＝毎年の勤務評定）をつなぐ、文字どおり「労」を「続」ぐための「錢」である。額は五百文が定額だつた。

字配りからみて、収納責任者（一般に「勘」として記されることが多いが、ここでは「検校」と表記されている）の名の部分ま

で含めて一筆で記されている可能性があり、収納した側で付したものか。

大伴王は系譜不詳。和銅七年（七一四）正月に無位から従五位下に叙されている（『続日本紀』同月甲子条）。井上伊美（吉）某は、続労銭を進上していることからみていわゆる留省資人（＝本主の死去や解官によつて職を失うなどして式部省付きになつている資人）で、大伴王の死去などによつて解官し、式部省に留め置かれていたのであろう。

裏面の検校者瓶原東人は宮六一九〇五九などにも見える。

「瓶」は「藝」の異体字「萩」を用いてゐるが、「藝原」姓の事例はなく、「瓶」と判断している。

II 根を張り芽吹く木簡研究 —— 一九七〇年代出土木簡 —

13 丹波国からの白米の荷札1

（九一次、内裏西南隅外郭整地土出土。宮七一一三〇六）

（表）丹波国氷上郡石里笠取直子万呂一俵納
〔負カ〕
（裏）白米五斗 和銅年四月廿三日

（九一次、内裏西南隅外郭整地土出土。宮七一一三〇八）

14 丹波国からの白米の荷札2

（九一次、内裏西南隅外郭整地土出土。宮七一一三〇八）

（表）丹波国氷上石負里〔水部カ〕

（裏）俵納白米五斗 和銅三年

（九一次、内裏西南隅外郭整地土出土。宮七一一三〇八）

いざれも丹波国氷上郡石負里からの白米の荷札。丹波国氷上郡石負里は、今の兵庫県丹波市氷上町石生と柏原町を含む地域。

「石負」は、『和名抄』の「石生」「原負」とみえるサト名にあたる。『和名抄』には「以曾不」「伊曾布」の訓もあり、「いそふ(う)」と読んだことがわかる。

同じ整地土から、同じく丹波国氷上郡石負里からとみられる米の荷札が他に二点、計四点出土している（他二点は宮七一一一三〇七・一一三〇九）。いざれも同一人物が書いたものとみられる。同じ地域から納められた米が一括して保管され、使用されたことを示す資料である。

白米の荷札では、「五斗」や「米五斗」のように品目と内容量を簡単に示すのが普通だが、13・14では「丁寧なことに、「俵」であることと、中身に「納」めてあるのが「白米五斗」であることを併記している。こうした書き方は、一緒に出ている四点中三点で確認できる（残りの一点も折れていて残らないだけで同じ書き方の可能性が高い）。そしてこれら以外には今のところ見つかっていない、稀有な事例である。

ちなみに、「俵」と表記し、その後ろに内容量だけを続けて記す木簡は他にも存在する。ただし、その場合は「一石」の事例がほとんどで、そのほかは「中途半端」な数量である。『延喜式』によれば俵の容量は五斗という規定だから（雜式27公私運米条）、五斗はあたりまえで書く必要はない。つまり、量を明記するのはあたりまえでないときが普通なのである。

文字は比較的手慣れて上手だから、事務作業に精通しておらず、ついつい何でも書いてしまったというわけではないだろう。書き手が丁寧というか、くどいというか、あるいは書き手の上司がそういう性格だったか、想像の膨らむところである。

14 裏面の和銅三年は七一〇年で、平城京遷都の年にあたる。13も裏面に和銅の年号が記されるが、ちょうどその下で折れていて、何年か判読できない。残画からは一年または三年の可能性が高い。

（九七次、S X 8411出土。宮七一一一八九八）

里工作高殿料短枚桁二枝

長さ(二六一)■・幅(二二)■・厚さ四■ ○八一型式

高殿は重層の建物のこと。17が見つかった堰状遺構 S X 841からは、他にも「高殿」と記された木簡が出土している（後期展示18、宮七一一九〇〇）。ここから最も近い高殿は、現在復原工事が進む第一次大極殿院南面の東西楼閣である。同じ地点で見つかった木簡の年代からも、天平初期に南面築地回廊に増設された東西楼閣を指すとみられる。

高殿の部材のうち短い枚桁二枝（本）を里工（徵發された民間の工人）が加工したことが記されている。

III 衝撃の長屋王家木簡・一條大路木簡

一九八〇年代出土木簡

○19 朱沙の進上を命じた木簡

（一九三次E、S D 4750出土。『平城京木簡』一四二号。以下、京一一一四二のように略記。）

（表）〇以大命宣 黄文万呂 朱沙〔者カ〕
国足

（裏）〇朱沙矣価計而進出 別采色入管今

長さ(二〇八)■・幅(二二)■・厚さ二■ ○一九型式

長屋王家木簡のひとつで、朱沙の進上を命じたもの。主人の命を「大命」と称している。朱沙は、黄文氏の職掌からして、顔料であろう。黄文氏は古来画を職掌とした氏族で、画師ないし画部

である。「矣」は助詞の「を」を、一字一音で表したもの。「朱沙を価（あたい）計りて進み出せ」と読む。

古来から、ある職掌を担当してきた氏族は、その職掌に関連する物資を一族で一定量保有していたらしい。おそらく黄文氏も、氏族の職掌柄、朱沙を一族として保有していたのであろう。長屋王から「大命」として命令を受けていたことから考えて、黄文万呂等は長屋王に仕える人物だったと考えられる。黄文万呂自身が朱沙を所有していたのかは不明だが、黄文氏一族所有の朱沙を買上げようとしたのであろう。

長屋王邸では仏像や幡の製作など、仏教関連の生産活動が広く行われていた。こうした材料として、朱沙は必要不可欠なものであつた。だが、十分な量が市などで入手できず、その調達のために黄文氏の伝手の利用を模索したものと考えられる。

○20 いくつかの語句や文字を繰り返し記した習書木簡

（一九三次E、SD4750出土。京一一五七四）

（表）□末主使 末主使 末主使足人 人箭 足之 足前
使 拾 拾 拾 道足人

（裏）法□耕 耕 耕 耕 私我我我 耕耕耕耕耕

長さ一〇四三・幅（一〇）三・厚さ二三 ○一一型式

完形の習書木簡。但し、文字の切れている部分があり、木簡を削つて習書に用いた後、さらに一次的に整形しているとみられる。表面にくり返し書かれる「末主使」は、語順が転倒しているが、氏族名「末使主」とみられる（末がウジ名、使主が姓。「使主」は敬称で用いられることが多いが、主に渡来系の氏族で姓の表記に使われることがある）。「末主使足人」と連続して書かれた部分があり、しかも「足」と「人」のまとまりが複数見られるから、

○21 印章や建物について記した文書木簡

（一九三次E、SD4750出土。京一一二〇八）

（表）□月 一日 卅日 家印 屋二具 塗辛室一具
□始 八月 一日至九月 □九日

〔廿カ〕

（裏）垂水君大麻呂 大□

長さ（一九七）三・幅（三一）三・厚さ六三 ○一九型式

長屋王家木簡。下端と右辺は文字が書かれたときの原形を保つが、上端は折れている。左辺にいたつては一次的に削りが施され、文字は三分の一程度しか残らず読みにくいが、じつくり残画を眺めれば、なるほどと納得していただけるのではないだろうか。特に「至」の字はちょうど隣りにこの文字を部品にもつ「屋」があり、まるでヒントを出してくれているようである。何らかの作業にともなう記録と考えられるが、断片であるため

「末主使足人（または人足）」という人名が念頭にある習書と考えてよいだろう。「前」は「箭」の部品ではあるが、表面下端の「人足前」は七世紀に見られる「某前に白（申）す」書式の文書木簡（いわゆる前白木簡）を想起させる。
末氏のウジ名は須恵器生産で名高い和泉国の陶邑の地名に基づくとみられる。『新撰姓氏録』には、山城国に本拠地をもつ百濟系の末使主と、和泉国に本拠地をもつ彦稻勝命という神の後裔と称する末使主が見える。このうち山城国の中使主は、山城国紀伊郡を本拠地としたことが知られている（『続日本後紀』承和十一年「八四四」十二月丙戌「八日」条）。長屋王家木簡には山背国紀伊郡の封戸からの可能性のある米の荷札が複数あり（京一一四二九、城二七一一八上（二三七）～（二三九））、長屋王家との密接なつながりがうかがえるので、20の存在はたいへん興味深い。

内容はきわめて難解。「家印」は長屋王家の家政運営のなかで用いられた印章であろう。当役所の印章の整備が行われつつあり、その一環として長屋王家（貴族の家政運営は国から与えられる役人が担う）の印章も造られた可能性がある。「塗辛室」は、土壁をもつ朝鮮風の室のことである（『播磨國風土記』に「韓室」がみえる）。「屋」も通常は建物を指す言葉である。そこでこれらを関連づければ家印の配置記録とも読めるが、家印が三つもあつたとは考えがたく、素直に屋が二棟、塗辛室が一棟、と読むのが穩当か。建物は「宇」で数えることが多いが、氷室を「具」単位で数えた例がある（京二一七一九）。

表面二行目は、八月一日から九月二十九日までの意。九月が小の月であるのは、長屋王家木簡の時期では和銅二年（七〇九）と和銅四年のみで、平城遷都後の和銅四年の可能性が高い。裏面の垂水君大麻呂は、この木簡を記した人物、すなわち作業の責任者か。垂水君氏については、『続日本紀』大宝元年（七〇一）四月癸丑（一〇日）条に、遣唐大通事（＝通訳の長）大津造（おおづのみやつ）造（おおつくり）廣人（ひろひと）に垂水君の姓を賜う、との記事がある。

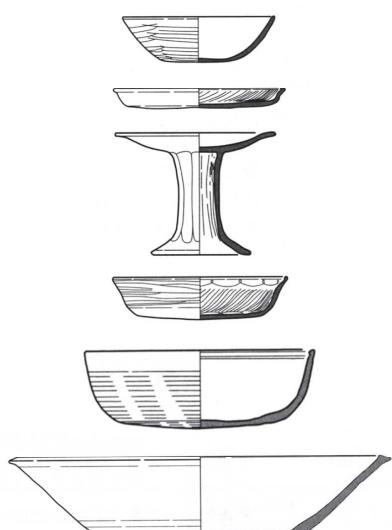
25 各種の土器の数量と値段が記された木簡

（一九七次、SD5100出土。城二三一六上（一一一））

| | | | | |
|-----|-------|------|--------|-----|
| （表） | 碗形五十口 | 直廿五文 | 大盤十口 | 廿七文 |
| | 片盤百口 | 五十文 | 高坏十口 | 廿七文 |
| | 片坫五十口 | 廿文 | 足附大碗十口 | 廿八 |
| （裏） | 陶大碗四口 | 十二文 | | |
| | 洗盤二 | 十一文 | | |

長さ一三九三・幅四二三・厚さ四三〇一一型式

二条大路木簡のひとつで、土器を購入する際の代価の見積もりないし支払い記録とみられる。口は単位、直は代価のこと。



上から順に、
碗、片盤、高坏
片坫、陶大碗、洗盤

一文は和同開珎一枚にあたる。二条大路木簡の主体をなす天平八年（七三六）頃の土器の値段がわかる貴重な史料。

塊は五〇個二五文で一個あたり〇・五文、大盤（大皿）は一〇枚二七文で一枚あたり二・七文、片盤（小皿）は一〇〇枚五〇文で一枚あたりは塊と同じ〇・五文、高坏（足付きの皿）は一〇個二七文で一個あたりは大盤と同じ二・七文、片坫（皿を乗せる台）は五〇個二〇文で一個あたり〇・四文、足附大塊（足付きの大きな塊）は一〇個二八文で一個あたり二・八文、陶大碗（須恵器の大きな塊）は四個一二文で一個あたり三文、洗盤（手洗い用の器）は二個一文で一個あたり五・五文となる。

天平年間の米価は一升（現在の約四合五勺、七〇〇グラム弱ほど）あたり一文程度だった。米一〇キログラム五〇〇〇円で換算すると、一文は三五〇円程度なので、例えば塊は一七五円、洗盤は一九二五円というのがおよその目安となるだろう。

26 意保御田からの瓜の進上状

一九七次、SD5100出土。城二三一一上(四九)

(表) 從意保御田進上瓜一駄 負瓜員百十六果
又一荷納瓜員八十果

(裏)合百九十六果 丁□伎 天平八年七月十五日国足

長さ一七三mm・幅一五mm・厚さ三mm ○一型式

27 伊勢国から藤原麻呂邸に届けられた公文書の箱の蓋

(一一〇四次、SD5300出土。京二一五〇〇一一)

(表)

伊勢國少目大倭生羽進上 〔進上〕
〔伊勢〕
〔及乃大連人〕 〔道〕
〔建物墨画〕

(左側面)

〔裏繪〕（人物墨画）
〔天下平八年八月廿二日飯主阿乃飯主阿乃〕

文書箱の蓋の木簡。表面上部に、伊勢国いせの国司くにしの少しょう目大ま倭倭生羽やかんやまとのいくはが進上する旨の端正な墨書がある。それ以外の文字や絵は、文書を受け取り箱が不要になつた段階で二次的に書かれたもの。この箱に収められていたと思われる「伊勢国天平八年封戸調庸帳ふう」と小口に書かれた文書の巻物の軸も見つかっている（城三〇一六下二八）。

藤原麻呂の家政機関で働く資人の阿刀飯主の名が習書されてい
ることから、宛先は藤原麻呂とみられ、伊勢国には近江国坂田郡
と並んで藤原麻呂の封戸が置かれていたことがわかる。この文書
は、麻呂の収入となる天平八年（七三六）分の封戸の調庸の収納
状況を報告したものであろう。

意保御田（大和国十市郡飯富郷。今の奈良県田原本町付近）から瓜を進上した際の進上状。天平八年（七三六）七月中旬から八月初頭まで、連日のように瓜を進上している。皇后宮を守る衛府の兵士に、水分補給用に支給するためのものであろう。

「一駄」と記すので、馬一匹に載せてきたのであろう。「負瓜」は馬に載せられた瓜と考えられる。一方、「又一荷納瓜」は、馬に載せられた瓜とは別に荷造りされた瓜である。馬子などとして随行した輸送担当者が瓜八〇個を担いで運んだのであろう。

なお、馬で運ぶ瓜の数は一〇〇～二〇〇個の間で幅があり、荷とされる瓜も七〇～一四〇個と幅が広い。瓜の大きさによるのだろう。

IV 木簡が明かす平城宮の姿 —一九九〇年代出土木簡—

31 参河国からの赤米の荷札

大辟里赤米五斗

(一四一次、SD3035出土。城二九一九上(五))

長さ(一七〇)mm・幅(一七)mm・厚さ(六)mm ○三九型式

赤米の荷札。赤米は赤みがかった米で、繁殖力、耐寒性の強いイネといわれる。米の荷札が平城宮内の各所からまんべんなく出土する傾向があるのに対し、赤米の荷札は出土地に偏りが見られる。糯米系の特徴をもつ品種も存在することなどから考えて、安定した発酵・醸造の目的で利用された可能性が想定されたり、酒造との関係が深い米である。

一九六五年に実施した平城第二三次調査北区では、「造酒司符」と記された文書木簡(宮二一二三四)や酒米の荷札(宮二一二五・二二五二・二二六四・二二六六ほか)、「酢」と記された須恵器杯などが出土し、多数の甕を据えた特徴的な遺構も検出されたことから、当該地には酒や酢の醸造などを掌る造酒司が所在したことが明らかになった。この第二三次調査北区からは赤米の荷札も多く出土しており(宮二一二二五三・二二五五・二二五八・二二六一ほか)、赤米が酒造に関わる米、おそらくは酒米として利用されたとみなす根拠のひとつとなっている。

31 および後期展示32が出土した第二四一次調査の調査区は、この第二調査北区の南隣にある。再び複数の赤米荷札が見つかったことにより、当地が造酒司であった蓋然性は益々高まつたと言えるであろう。

「大辟里」は、『和名類聚抄』の参河国渥美郡大壁郷にあたる。平城木簡には、大壁郷を「大鹿部里」と記した例もある(宮七一一三〇二)。『和名類聚抄』には「於保加ヘ」「於保加倍」の訓があり、「おほかヘ」「おおかべ」と訓んでいたことがわかる。その範囲は、今の愛知県田原市西部、旧田原町を中心とする説がある。

力である。

確実に参河国から進上された赤米の荷札としては唯一のものである。字が残る面は里と品目、容量のみ記載されているが、欠失している上端部には国郡名が書かれていたか。また、裏面に文字は確認できないことから、貢進した人物も不明。

33 春宮坊の存在を示唆する木簡1

(表) 解 申宿侍三人 秦一万 多米県麻呂 安都都万呂

(裏)

長さ(三六〇)mm・幅(三九)mm・厚さ(四)mm ○一型式

主膳監が十一月二十三日の宿直の三人を、上級官司に報告した木簡。

宿直の三人を代表して秦一万が作成し、提出したか。宿直の内容は不明だが、主膳監は後述するように春宮坊の被管であるので、皇太子の居所である東宮(春宮)の寝膳の番であつたと推測できる。なお、現代語で「宿直」は職場に泊まり込んで夜の番に当たることを意味するが、古代においては「宿」が夜勤、「直」が日勤を指し、その総称が「宿直」であった。平城木簡の中には宿・直双方の担当者を報告した解が数多く見られるが(宮四一三七五・三七五六ほか)、33は宿の担当者のみを報告している(39も参照)。「宿侍」という表現が用いられるものとしては、後期展示35のほか城四三一八上(二六)・(一八)などがある。

主膳監は、東宮職員令に規定された、皇太子の家政機関である春宮坊被管の三監・六署の一つ。『和名類聚抄』には「美古乃美夜乃加之波天乃豆加佐」とあり、「みこのみやのかしわて(でのつかさ」と訓む。その職務は、皇太子の食事の際にまず毒味を目的とした試食をすること、および皇太子の飲食全般のことを掌つた。宮内省被管の官司である内膳司・大炊寮・造酒司の機能を

統合したものにあたる。職員は正一人（従六位上）、佑一人（正八位下）、令史一人（少初位上）、膳部六十人、使部六人、直丁一人、駆使丁二十人。大同二年（八〇七）に主漿署（しゅしようしょ）より、またはこみづのつかさ。主膳監と同じく春宮坊被管で、皇太子の粥・飲料・菓子のことなどを掌つた）を併合し、令史一人が増員された（『令集解』東宮職員令4主膳監条所引同年八月十二日官符）。

33は、平城宮東張り出し部の中央を東西方向に走る宮内道路SF11580の南側溝であるSD11600から出土した。同じ遺構から出土した木簡の年代は宝龜（延暦年間（七七〇～八〇六）に收まり、33も奈良時代末頃の資料とみなされる。この時期の皇太子としては他部・山部（後の桓武天皇）・早良の三親王がおり、33の主膳監が属したのはいずれかの皇太子の春宮坊であつたと考えられる。いずれにせよ、33を含む木簡群の発見により、奈良時代末年には皇太子の家政を支える春宮坊（あるいは、少なくともその一部の機関）が平城宮東張り出し部付近で活動していた可能性を想定できるようになつた。

34 皇后宮職の存在を示唆する木簡1

（二五九次、SD11600出土。城三二一一〇下（二八））

（表）○請塩壺斗為燒皮并宍塗所請如件
五月七日

（裏）○「判少進安倍 少属三嶋『大調』」

長さ一四二■・幅三三■・厚さ三■ ○一一型式

「焼皮」と「宍」（肉）に塗るため、塩を請求した木簡。「塩壺斗」から「所請」までの字を一本の線で消しており、裏面の「少属三嶋」と異筆の「大調」も線で消されている。表面上部の右端に穿孔あり。この木簡を作成して請求先に持つて行き、塩と一緒に

請求先から持つて帰つてきて保管されていたが、塩を使用した、もしくは紙の文書などに請求内容を記載したので木簡が不要となり廃棄されたか。あるいは、文書を作成して実際は請求しなかつた可能性もあるか。いずれにせよ、何のために一斗もの塩を焼いた皮と獸肉に塗る必要があつたのか、食べるためなのか、食べたとすれば誰が食べたのか、その用途がとても気になる木簡である。判官（第三等官）・主典（第四等官）の表記が「進」「属」であることから、塩を請求した官司は職であつたことがわかる。そして「少進安倍」は、『続日本紀』延暦四年（七八五）六月辛巳（十八日）条に皇后宮少進とある安倍朝臣広津麻呂とみられる。安倍朝臣広津麻呂はこの時従五位上を授けられ、その後春宮亮や式部少輔、中衛少将などを歴任したことが知られている。

以上から、34は奈良時代最末期に皇后であつた藤原乙牟漏（桓武天皇の皇后で、平城・嵯峨両天皇の生母。延暦二年〔七八三〕四月立后）の皇后宮職に関係するものと考えられる。33と同じくSD11600からの出土であり、34や後期展示36の存在から、当地付近では春宮坊のみならず皇后宮職（あるいは、少なくともその一部の機関）も活動していたと考えられるようになつた。それらの正確な所在地はどこであつたか、今後の調査の進展が期待される。

V 広がる平城木簡の世界 ——1900年代出土木簡—

37 明治時代の将棋の駒 1

(三七四次、S X 8838 出土。城三八一一四下(一六))

(表) 角行
(裏) □□

長さ二九三・幅二五三・厚さ四三 ○六一型式

37-1

(表) 金将
(裏) □□

(三七四次、S X 8838 出土。城三八一一四下(一〇))

(裏) 中将

長さ二六三・幅二四三・厚さ四三 ○六一型式

37-2

(表) 金将
(裏) 少将

(三七四次、S X 8838 出土。城三八一一四下(一九))

37-3

(表) 金将
(裏) 少将

(三七四次、S X 8838 出土。城三八一一五上(一四))

長さ二六三・幅二四三・厚さ二三 ○六一型式

(表) □□

37-4

長さ二二二三・幅二一〇・厚さ五五 ○六一型式

(裏) 少佐

37-5

(表) 桂馬
(裏) 中尉

(三七四次、S X 8838 出土。城三八一一五上(一八))

平城京左京四条七坊に所在した旧大乗院庭園の発掘調査で一括して出土した将棋の駒。後期展示38も一連の資料。

大乗院は、十一世紀末に創設された興福寺の門跡の一つ。往時は相当な権勢を誇ったが、時代の流れの中で徐々に勢力を失い、明治元年(一八六八)の神仏分離令を受けて翌年に消滅した。この大乗院庭園の跡地には、明治十六年(一八八三)に飛鳥小学校が創設された。そのため発掘調査では、小学生が勉強に用いたとみられる石版の枠木など、飛鳥小学校に関わる多様な遺物が多く見つかっている。この将棋の駒たちも、飛鳥小学校関連資料の一部である。

木簡の定義は「墨書きを持つ木製品(または木片)」のため、37のような将棋の駒も立派な木簡となる。興福寺旧境内の発掘調査では、十一世紀末に遡るとみられる、今の将棋では使われない「醉象」の駒が出土して話題となつたこともある。

一方、この駒たちの面白さは、近代に属するのみならず、通常の将棋駒の面と軍人将棋の駒の面を持つ点にある。軍人将棋(行軍将棋とも)は日清・日露戦争期に詰め将棋から発展したものとされる変わり将棋で、審判役を置くなど、通常の将棋とはかなりルールが異なつていた。将棋に興ずる明治時代の小学生たちの歓声を彷彿させる駒たちは、時代的にも、内容面からも、平城木簡の世界を広げてくれている。

ところで、この一連の駒たちには、上端部がしつかりとした圭頭のものと、やや崩れたものと、二通りが含まれるようである。多くは片面を剥ぎ取るように削り、軍人将棋の駒に二次的に加工する。削り方も、全体を均一に削り取るものと、下部の

一端に本来の面が残るものとに大別できる。文字は墨書のものもあるが、現状で橙色を呈するものもある。何らかの塗料の色か、鉄分が付着したためかは不明だが、墨書でない可能性が高そうである。すると木簡の定義から外れてしまいそうだが、現在は刻書や朱書など、墨以外で文字が記されたものも木簡と認めるのが一般的である（ただし、墨画のみで文字のないものや、焼印が押されたのみのものは、木簡とはみなされない）。この将棋の駒たちは、立派に「木簡」と名乗れるだろう。

左衛士府の宿直担当者を報告する木簡

（四四〇次、SK19189出土。城三九一七下（二））

左衛士府宿奏 合九十三人 少尉正六位上安

長さ（三五五）mm・幅（三一）mm・厚さ六mm ○八一型式

左衛士府が「宿」に当たつた官人たちについて天皇に報告した文書木簡の断片。左衛士府は令制五衛府の一つで、諸国の軍団兵士の中から交替で上京・勤務した衛士を管理・統率し、平城宮・京の警固などを担つた。「宿」は現代の宿直のこと。ただし、律令の規定では夜間の勤務が「宿」、昼間の勤務が「直」と区別されていた（公式令百官宿直条・職制律在官応直不直条。33の解説も参照）。少尉と大志はそれぞれ衛府の第三等官・第四等官で、ここではいずれも左衛士府所属の官人である。

巻き貝の付札

（四四〇次、SK19189出土。城三九一五下（八三））

長さ六五mm・幅一六mm・厚さ三mm ○三三一型式

「巻」に付けられた小型の付札。巻はカワニナ科の淡水生の小

41 錢千文の付札

（四四〇次、SK19189出土。城四一九上（四四））

（表）○貫仕丁佐伯馬養

長さ九二mm・幅一六mm・厚さ三mm ○一一型式

錢千文に付けられた付札。上端付近に孔が穿たれている。錢千枚とともに紐を通して束ねたとみられ、その作業が裏面に記される「貫」にあたるのだろう。神護景雲四年は七七〇年で、八月に稱徳天皇が崩御した年に当たる。その後、光仁天皇の即位にもない、十月に宝亀元年に改元した。この大土坑SK19189からは、同じような錢の付札が多く見つかっている（城四一九上（四五）ほか）。「鑄手」が「貫」を担当した例があることから（城四一九下（四八））、鑄錢工人が自身の鑄た錢を千文単位にまとめて上納する際に付けられたものであろう。41は上端が丸みを帯びて削り整えられているのが特徴。上端の孔は、文字の上から穿たれているのが認められる。

型の巻き貝、または類似の貝の総称の可能性もある。木簡にみえる貝類では、何と言つてもアワビ（鮑）または「鰯」、まれに「鮑」の存在感が大きく、他に「貽貝」（ムール貝に似た二枚貝の一種）、「細螺」（海に住む巻き貝。ただし、『播磨国風土記』揖保郡条のように、淡水生のものを「細螺」と呼ぶ場合もある）などがあるが、ニナの木簡は珍しい。完形品で、上端の切り込みには荷物に括り付けた時の紐がそのまま残っている。墨痕も黒々として明瞭である。

——〇一〇年代以降出土木簡——

45
右大倉人察ニ關わる文書
木簡

(五三〇次、SD3220出土。城四四一一八下(一四五))

右大舍人竇力
十人

(裏) 遣猪名部造
上行大属船連
：　年十一月廿七日正八位

長さ(六九+一〇)・幅(一八)・厚さ四
〇八一型式

右大舎人寮に關わる文書木簡の断片とみられるが、中間を欠いて3枚、内容や年代は不詳。文字は同じ比較的読

みやすいが表面は赤外線で観察しても判別しがたく、特に冒頭の「右大舎人寮」の部分は文字の左端がほんのわずかに残るのみである。判読できたのはほとんど奇跡と言えるかも知れない。舎人は、天皇や皇族などに近侍し、護衛・使節などを務めた下級官人のこと。令制では、五位以上の人子孫で二十一歳に達した者のうち、性識聰敏・儀容端正な者を選んで内舎人に任じ、その他の者を大舎人・春宮舎人・中宮舎人に採用した。また、内六位・八位の嫡子（二位子）で二十一歳に達した者のうち、儀容端正・書算巧妙の者を上等として大舎人に、身材強幹・弓馬巧妙の者を中等として兵衛に、身材劣弱・文算不識の者を下等として使部に任じた。右大舎人寮は中務省の被管で、左大舎人寮とともに各八百人の大舎人が属していた。

46 美作国（備前国）からの庸米の荷札

(表) 間嶋里葛木部羊

(五三〇次、SD3220出土。城四四一一九上(一四八))

米の荷札。表面の葛木部羊が貢納者名。裏面に五斗八升とあるので、庸米の荷札とわかる。庸は古代の税目の一様で、一〇日間の労働の代わりに布を納めるものだが、實際には米で代納されることが多く、主として地方から上京して仕丁（男性）や采女（女性）などとして働く人びとの食料に充てられた。米の支給は一日二升（現在の九合ほど）が基準で、古代の一カ月は三〇日もしくは二九日であったから、庸米は六斗（二升×三〇日）または五斗八升（二升×二九日）にまとめられることが多かつた。

国郡名を省略するが、里制下（七〇一～七一七）の木簡とみて大過ないだろう。46 をはじめ、今回展示する第五三〇次調査出土木簡はすべて斜行大溝SD3220から出土したものだが、このSD3220の機能時期は平城宮・京の造営段階とみられており、遺構の年代観とも整合する。「間嶋里」は、「和名類聚抄」の美作国真嶋郡真嶋郷（今の岡山県真庭市の旧落合町付近）にあたるか。ただし、美作国は和銅六年（七一三）に備前国から六郡を割いて置かれたため（『続日本紀』同年四月乙未〔三日〕条）、あるいは美作国成立以前、備前国所属の時期の荷札かもしれない。

大振りで右肩が下がり気味の文字は、まるで七世紀の木簡の
ような雰囲気を醸し出す。また、裏面一文字目の「米」字は、
今と異なり横画が一本の字体で書かれて いる。

(六二二次、SD2700出土。『奈良文化財研究所紀要2022』一五四頁(五)。以下、紀要二〇二三一五一四(五)のように略記。)

内蔵寮 移 宮内省 合 「女カ」

長さ(三五二) ■ ■ ■ 厚さ四 ■ ○一九型式

内蔵寮から宮内省へ宛てられた文書木簡。内容は未詳だが、下半部に「女」らしき文字がある。女官に関わる事柄だろうか。内蔵寮は、大蔵省より毎年送られてくる金銀をはじめとする皇室財産の管理や、官人への下賜や調達といった出納業務などを担う官司。宮内省は、宮内の庶務、および諸国より毎年貢進される調雜物など主として食品のことを掌り、また女丁を検校して諸司に分配することなども取り扱っていた。「移」は公式令に定められた文書様式で、直接の統属関係にない官司間で用いられる。内蔵寮は中務省に属し、宮内省の所管ではないため、移が用いられている。

ただしこの場合、宮内省は内蔵寮を管轄する中務省と同格の「省」であるため、本来はまず内蔵寮が中務省に上申文書である「解」を提出し、中務省から宮内省に宛てて移を送付せねばならない(『令義解』公式令12移式条、『令集解』同条古記)。だが、事務の簡便化のためか、49のような移の発送は実際にはしばしば行われたらしい。木簡での類例としては、陰陽寮から大炊寮への移(城七一三下(一))や造兵司から衛門府への移(城一四一九上(二八))などがある。

そのような事情を念頭に置きつつ見ると、49の「移」字は上下の「内蔵寮」「宮内省」に比して明らかに墨が薄く、また筆も異様に広い。おそらく、「移」字は追記であろう。あるいは49を作成した内蔵寮の官人も、採るべき文書様式に悩みながら、最終段階で「移」と書き込んだのかもしれない。

(六二二次、SD2700出土。紀要二〇二三一五一四(二))

牟須売 左 年五十九 日参佰弐拾玖 「坊カ」

長さ(一六五) ■ ■ ■ 厚さ八 ■ ○八一型式

女性の役人の考課木簡。9のような男性役人の勤務評定に関する木簡やその削削は、式部省木簡を中心に多数出土しているが、女官の勤務評定の木簡は、50が初めての出土例である。冒頭の「牟須売」が役人の名前。「売」(=め=女)が名前の末尾に付くことから、女性と判明する。「牟」の上の文字も名前の一部かもしれない。欠損している上部には、勤務評定や、位階・官職・ウジ名などが書かれていたと推定される。

名前の下の割書右行「年五十九」は年齢。左行の「左」は本貫地。現状で下に続く文字は見えないが、左京と推定される。その下の「日」は昼間の勤務の意味で、「参佰弐拾玖」(=三百二十九)。勤務日数の下の二文字は不詳。

当時の暦では、一年はおよそ三五五日(ただし、閏月がある年はその分、三〇日ほど多くなる)。木簡に見える男性役人の勤務日数の調査からは、奈良時代を通じて、年間三〇〇日以上出勤している人は少ないという実態が明らかになっている。年間三二九日の勤務は、かなりのハードワークといえそうだ。

奈良時代の女官は、天皇に近侍して命令の伝達や衣食住の世話などを職務とし、その母体は都の諸氏の女性(氏女)と地方の郡司層の子女(采女)であった。当時の規定では、氏女の出仕(就職)は一三歳(=三〇歳)と決まっており(後宮職員令18氏女采女条)、采女もそれなりに若い者が上京しただろう。五九歳の「牟須売」は、勤続年数数十年の大ベテランであつたに違いない。

(六二二次、SD2700出土。紀要一〇一二一一五四(一))

(表) 一 近江国坂田郡阿那郷戸主〔敢宍人カ〕〔郷カ〕
(裏) 天平勝寶七歳九月二日

長さ(一四八)■・幅(二七)■・厚さ四■ ○三九型式

近江国坂田郡阿那郷 (今の滋賀県長浜市東南端から米原市の旧近江町域東部にかけての地域か) から送られた荷札。上端は山形に整形する。下部は欠損しており、税の種類や品名・数量などは不詳。

貢納者が複数名 (敢宍人□と三□⋮) 見えることから、庸米の荷札の可能性が考えられる。九月という貢納月や、上端の山形の加工も、米の荷札として矛盾ない。また、阿那郷 (穴里) の荷札としては、他に長屋王家木簡の二例があるが (京二一二二七二、京二一二一七三)、品目はいずれも「俵」である。

裏面の天平勝宝七歳は、七五五年。近江国坂田郡の荷札はこれまでに八〇点ほど出土しているが、その約四分の三は天平八年 (七三六) 前後の資料を主体とする二条大路木簡である。出土例の少ない奈良時代後半の荷札として、51は貴重な事例となる。

表面の切り込みより上に記された「一」は未詳。整理のための番付か、あるいはチェックの記号か。ただし、「近」以下の文字と筆勢に顕著な違いはなさそうである。

表面の文字は書き出しから小さく、特に郡郷名の部分はかなり扁平で詰まつた印象を受ける。貢納者一名を前提として作られた大きさの材に、二名分の名前を書くことになつてしまい、それでも片面で納めようがんばつた結果とみるのは、想像が過ぎるだろう。

平城宮西北部の調査で出土したものだが、その周辺は調査がほとんど及んでおらず、どのような官衙や施設があつたのか、ほとんどわかつていよい。この荷札木簡が付されていた庸米は、どこで、誰に、何の目的で消費されたのか。あるいは、あと一步のところで庸米を運んできた脚夫がうつかり溝に落としてしまつたのだろうか。後期展示 56 の木簡とあわせて、今後の平城宮の調査の進展を予感させる。

55 の出土の日付は、二〇二一年一一月二五日。現在のところ、同年一二月三日に出土した後期展示 56 に次いで『新しい』平城木簡である。最初の平城木簡 (1) が見つかってから、ちょうど六十年の歳月が流れたこととなる。

(六四二次、SD20311出土。紀要一〇二二一一六九(一))

(表) 美濃国當嗜郡山前郷
(裏) 山□里私部小比礼米六斗

長さ二一一■・幅二七■・厚さ二■ ○五一型式

美濃国からの米の荷札。郷里制下 (七一七〇七四〇頃) のもので、「六斗」とあることから庸米とわかる (46) の解説参照)。「山前郷」(=山崎郷) は現在の岐阜県海津市の西南部、旧南濃町地域にあたる。『和名類聚抄』によると山崎郷は石津郡に属しているが、『日本文徳天皇実録』齊衡二年 (八五五) 閏四月丁酉 (一九日) 条に石津郡が多芸郡から分立したとあることから、それ以前は多芸 (=「當嗜」) 郡に属していた。里名は墨がかされて判読できないが、あるいは郷里同名で「山前」の可能性もあるか。

平城宮内で美濃国多芸郡からの荷札木簡の出土は始めて。庸米の貢納者である私部小比礼は、天皇の后妃のために全国各地に置かれた部民である私部の後裔とみられる。美濃国は大海人皇子の東宮湯沐や光明皇后の所領があつたとされことから、この多芸郡山崎郷にも皇后の経済基盤があつた可能性も想定できるだろう。

平城宮西北部の調査で出土したものだが、その周辺は調査がほとんど及んでおらず、どのような官衙や施設があつたのか、ほとんどわかつていよい。この荷札木簡が付されていた庸米は、どこで、誰に、何の目的で消費されたのか。あるいは、あと一步のところで庸米を運んできた脚夫がうつかり溝に落としてしまつたのだろうか。後期展示 56 の木簡とあわせて、今後の平城宮の調査の進展を予感させる。

55 の出土の日付は、二〇二一年一一月二五日。現在のところ、

同年一二月三日に出土した後期展示 56 に次いで『新しい』平城木簡である。最初の平城木簡 (1) が見つかってから、ちょうど六十年の歳月が流れたこととなる。

【木簡が見つかった遺構】

SK219 (展示番号1、2) 大膳職推定地

国宝 一九六一年

平城宮中央区の第一次大極殿院の跡地に建てられた西宮の北側に展開する役所のゴミ捨て穴。東西三m、南北三・五m、深さ一mの北半部と、東西三m、南北二・五m、深さ一mの南半部とからなる。平城宮跡最初の木簡出土地として名高い。天平宝字末年頃（七六〇年代前半）の遺物を中心とする。SK219出土の木簡群は、同じ役所内の井戸SE311出土木簡二点とともに、平城宮跡大膳職推定地出土木簡として、二〇〇三年に木簡では初めて重要文化財に指定された（計三九点「うち削屑一六点」）。

SK820 (展示番号5、6) 内裏北外郭官衙

国宝 一九六三年

内裏の北東に位置する北外郭官衙西辺に掘られた方形のゴミ捨て穴。

一边約四m、深さ約二・三m。天平十七年（七四五）の平城還都後のこの地域の再整備に關わるゴミを投棄した土坑で、天平十九年（七四七）頃に埋められたとみられる。木簡は、約一八〇〇点が出土した（うち削屑約一〇〇〇点）。平城宮跡で最初に千点規模の木簡群が見つかった遺構である。出土木簡は、平城宮跡内裏北外郭官衙出土木簡として二〇〇七年に重要文化財に、さらに二〇一七年に平城宮跡出土木簡の一部として国宝に指定された。

SD4100 (展示番号9、10) 式部省

一九六六年

平城宮東南隅の南面大垣内側を東に流れる東西溝。幅最大六m、最大深さ一m。東面大垣内側の南北溝SD3410に合流する。木簡は、式部省の勤務評価に關わる削屑が大半で、養老・神亀年間（七一七〇七二九）から宝亀元年（七七〇）のものまでを含むが、養老・神亀年間のものは南面大垣を横断する南北溝SD11640と一連の遺物とみられ、東西溝SD4100の木簡は基本的に宝亀元年頃に一括して投棄さ

れたとみられる。なお、宝亀年間（七七〇～七八一）頃に北側に移転してきたとみられる神祇官関連木簡もわずかに含まれる。木簡は約一万三千点（うち削屑約一万二千点）出土した。

内裏西南隅外郭整地土 (展示番号13、14)

一九七四年

第一次大極殿院東南隅と内裏外郭西南隅に挟まれた谷部に施された、平城宮造営に伴う整地土。この地は、宮造営以前は低湿地で、黒色粘土が堆積していたとみられる。この旧地表面の上に、造営工事に伴う建築用材の破片やはつり屑、檜皮などを含む黒色粘土を薄く敷き込み、その上に狭義の整地土を約五〇cm積んでいた（第一次整地）。木簡は、広義の整地土に含まれるとみられる下層の黒色粘土から、二一二点（うち削屑一四二点）出土した。

SX8411 (展示番号17)

中央区朝堂院東北隅（第一次大極殿院） 一九七六年

平城宮の基幹排水路の一つである中央大溝SD3715に付設された堰（せき）状遺構で、一边約四mの不整形を呈する。位置は、中央区朝堂院東第一堂の北端の東にあたる。木簡は、一三八点（うち削屑三四点）出土した。

SD4750 (展示番号19、20、21)

重要文化財

長屋王家木簡 一九八八・八九年

平城京左京三条二坊一・二・七・八坪で見つかった左大臣長屋王の邸宅のうち、八坪東南隅に東面築地壝（じべい）の内側に沿つて掘られた南北溝状のゴミ捨て土坑。幅三m、深さ一m。総延長は約二七・三m。平城遷都からもない時期の、貴族の家政機関の資料という他に類例のない木簡が出土した。長屋王が式部卿を務めていた靈亀二年（七一六）後半の、邸内における米支給の伝票木簡を主体とする。木簡は、約三万五千点（う

ち削屑約二万九千点) が出土した。二〇二〇年、このうちの一部が重要な文化財に指定された。

SD5100 (展示番号 25、26)

二条大路木簡 一九八八・八九年
平城京左京三条二坊八坪 (光明皇后宮。旧長屋王邸) と二条二坊五坪 (藤原麻呂邸) の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、皇后宮の北門から八坪北辺築地塀に沿って二条大路南端に掘られた遺構。幅二・六m、深さ〇・九m。総延長約一二〇m。木簡は、約三万八千点 (うち削屑約三万一千点) が出土した。

SD5300 (展示番号 27)

二条大路木簡 一九八九年
平城京左京三条二坊八坪 (光明皇后宮。旧長屋王邸) と二条二坊五坪 (藤原麻呂邸) の間の二条大路上の南北両端に掘られた濠状の遺構のうち、藤原麻呂邸南門前から東に二条大路北端に沿って延びる遺構。幅二・七m、深さ一・一・三m。総延長は約五八m。西端の門前から、藤原麻呂の家政機関に関わる木簡が集中して見つかった。木簡は、約三万五千点 (うち削屑約二万九千点) が出土した。

SD3035 (展示番号 31) 造酒司

一九九三年

造酒司の井戸の排水を流すために、役所の西辺に位置をずらしながら何度も掘られた南北溝の一つ。南端は造酒司南限の築地塀を暗渠で抜けて宮内道路の側溝に接続する。最初に検出したのは一九六五年の第二二次調査北区であったが、一九九三年の第二四一次調査でその南延長部分を検出した。第二四一次調査では、木簡は計三〇点 (うち削屑六点) が出土した。

第二四一次調査で出土した木簡の年代は和銅四年 (七一二) と靈龜二年 (七一六)、郷里制 (七一七・七四〇頃) およびその後の郷制 (七四〇頃) のものと広い範囲に及んでおり、第二二次調査北区では最

SD11600 (展示番号 33、34)

造酒司宮内道路南側溝 一九九五年
平城宮東張り出し部中央に東西方向に敷設された幅約一五mの宮内道路 SF11580 の南側溝。幅約五m、検出面からの深さ約一mという大規模な溝で、一九九五年の第二五九次調査では約五〇m分を検出した。北からは SF11580 を横切る南北溝 SD16742 が、南からは南北溝 SD16741 が取り付く。木簡は、約二五〇〇点 (うち削屑約二二〇〇点) 出土した。また、漆紙文書も一点出土した。

SX8838 (展示番号 37)

平城京左京四条七坊 (旧大乘院庭園) 二〇〇四年
漆喰製の水槽。片面は一辺約〇・五mの方形で、深さは約〇・七m。周囲を石・瓦・漆喰で固める。約三m北で検出した井戸 SE8837 と土管暗渠 SD8857 で繋がっており、SE8837 から水が流れ込むようになっている。SX8838 から排水する施設はなく、ここから水が汲み取られたとみられ、SE8837 に伴う浄水施設であったと考えられる。

大乗院庭園の廃絶後、明治十六年 (一八八三) に開設された飛鳥小学校に伴う遺構である。埋土からは、瓦・陶磁器に加え、鉛筆や将棋駒などの木製品、真鍮製蝶番金具や鉛面子、D字形金具などの金属製品、石筆や石硯などの石製品、おはじきなどの土製品、ビー玉やガラス瓶などのガラス製品といった、飛鳥小学校に関連する多種多様な遺物が多数出土した。木簡は、計二六点 (削屑なし) が出土した。

上層から天平勝宝八歳 (七五六) 十月の年紀がある木簡が出土していることから、平城遷都当初から奈良時代半ば過ぎまで存続していたとみられる。

平城宮東方官衙 二〇〇八・〇九年

平城宮東方官衙で見つかったゴミ穴。東西約一m、南北約七m、深さ約一mの巨大なもので、輪郭が炭化した状況を示すことから、ゴミを焼却するための穴とみられる。ゴミの投棄と焼却を、穴を拡張しながら何度も繰り返しているらしい。

木簡は七七〇年前後の衛府に關わるものが大部分を占めており、宝亀三年（七七二）二月に行われた称徳天皇没後の行政改革の一環としての衛府の統廃合（外衛府の廃止とそれに伴う舍人の近衛府・中衛府・左右兵衛府への分配。『続日本紀』宝亀三年二月丁卯〔十六日〕条）に伴う造営工事のゴミ処理施設とみられる。木簡は削屑が中心であるため、土ごとコンテナに入れて整理室に持ち帰り順次洗浄作業を進めているが、最終的に数十万点に達する可能性がある。また、木簡以外にも、食物残滓、炭、造営部材やその端材・はつり屑、檜皮、さまざまな植物や昆虫類など、膨大な量のさまざまな遺物が日々洗浄作業によつて確認されつある。

なお、SK19189は焼却土坑としては平城宮で初めての発見となつたが、周辺には同様のゴミ穴が他にも多数あることが確認されている。これらのゴミ穴より新しい建物も見つかっているから、造営工事終了後には埋め戻され、再び役所の建物用地として利用されたことがわかる。

SD3220 (展示番号 45、46)

平城京右京一条二坊四坪・二条二坊一坪・一条南大路・西一坊大路

二〇一四年

平城京造営期に秋篠川旧流路 N R 2535 を踏襲するかたちで整備された、北西—南東方向の斜行大溝。最大幅約一五m、深さ約二・五m の直線的な溝である。埋土の状況から水流は比較的緩やかで水量もそれほど多くなかつたことがわかつており、水量をコントロールし、平城宮への物資運搬用の運河として利用していた可能性も想定されて

いる。また、埋め立てに際しては、敷藁・敷粗朶工法と呼ばれる特殊な工法が用いられていた。木簡は、計一六点（削屑なし）が出土した。

SD2700 (展示番号 49、50、51)

平城宮東方官衙 二〇二〇年

平城京の北東に位置する水上池の西南部に端を発し、内裏東辺を南流してその排水を集める南北方向の基幹排水路。内裏付近では石の護岸をもつが、それより南では一部に木杭による護岸がみられる程度となる。平城宮南辺までは通じておらず、東区朝堂院・朝集殿院東辺の東方官衙のどこかで東に折れていたとみられるが、その地点は未詳。最初に検出されたのは一九六五年の第二二次調査においてで、その際に出土した木簡二七五点は平城宮跡出土木簡の一部として国宝に指定されている。その後も数次の調査において南・北の延長部分が検出されており、二〇二〇年の第六二次調査では第二次大極殿のほぼ真東にあたる地点で南北約三〇m 分を検出した。第六二次調査についてには、現在も取り上げた膨大な量の埋土を洗浄し遺物を選別する作業が継続している。

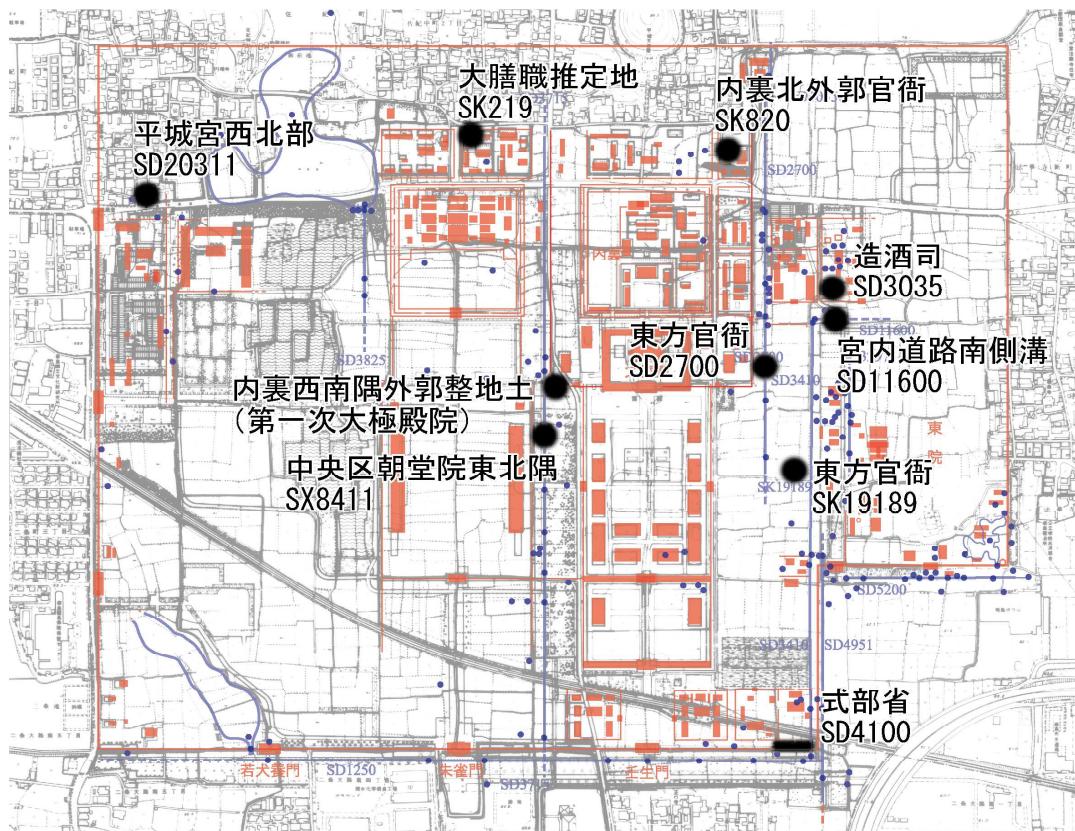
SD20311 (展示番号 55)

平城宮西北部

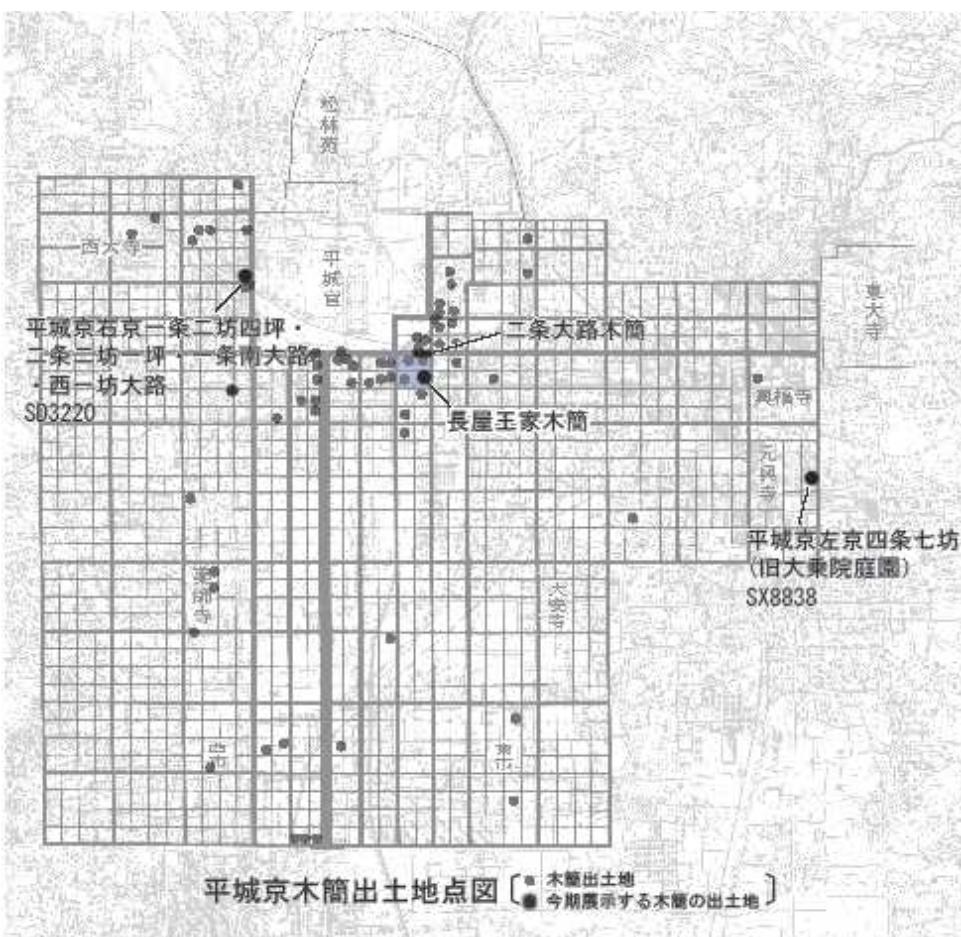
二〇二一年

平城宮西北部で検出した東西方向の素掘溝。北肩のみの検出に留まるため幅は不明だが、深さは一・三・一・九m。溝底に擂鉢状の壅みが認められ、その一部に木質遺物や葉片が堆積していた。八世紀前半の木簡や十一世紀末～十二世紀初頭の土師器・瓦器などが出土したことから、八世紀初頭から十二世紀初頭まで機能していたと考えられる。平城宮内にある佐紀池から宮外の秋篠川へと西方向に排水することを目的とした水路の一つとみられ、平城遷都当初より奈良時代を通じて機能していた可能性が高い。木簡は、計二点（削屑なし）が出土した。

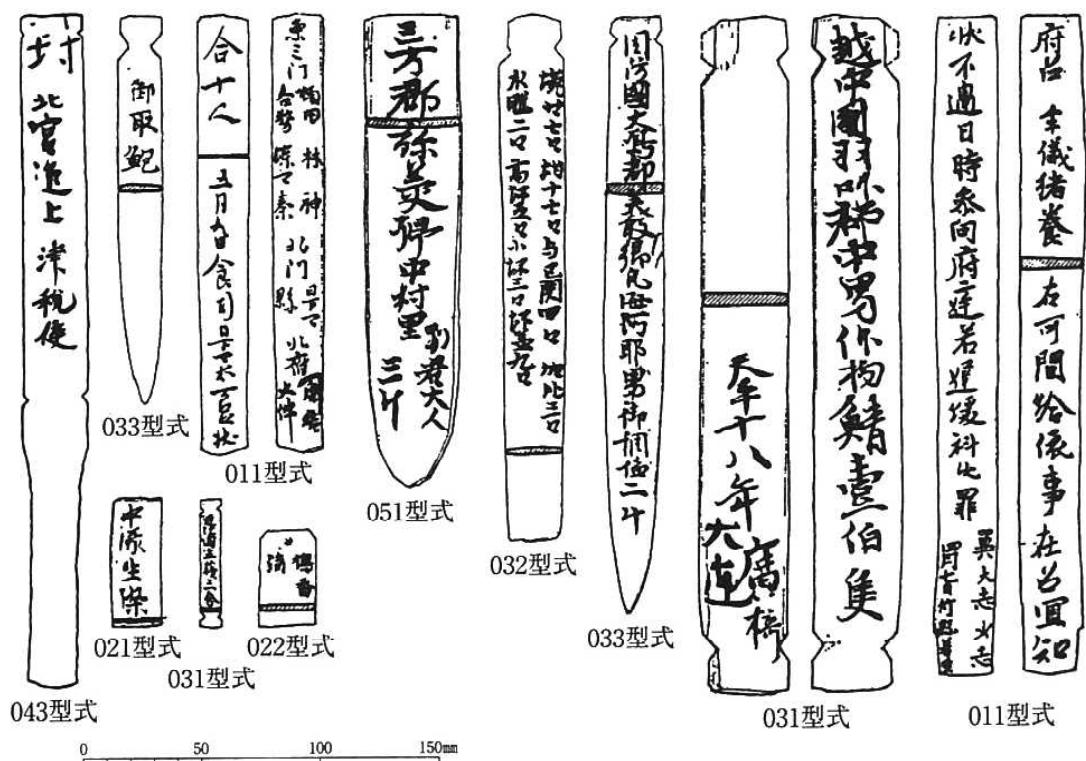
（奈良文化財研究所史料研究室）



平城宮および周辺木簡出土地点図 [● 木簡出土地
● 今期展示する木簡の出土地]



【木簡の型式分類とその説明】



木簡の型式分類

- 一一型式 長方形の材のもの
- 一五型式 長方形の材の側面に穴を穿つたもの
- 一九型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの
- 一一型式 小型矩形のもの
- 一二型式 小型矩形の材の一端を圭頭にしたもの
- 二二型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいたるもの
- 二二型式 方頭・圭頭など種々の作り方がある
- 二二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいたるもの
- 二二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいたるもの
- 二二型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいたるもの
- 二二型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいたるもの
- 三九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの
- 四一型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作つたもの
- 四三型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分の左右に切り込みをいたるもの
- 四九型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの
- 五一型式 長方形の材の一端を尖らせたもの
- 五九型式 長方形の材の一端を尖らせているが、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの
- 六一型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 六五型式 用途未詳の木製品に墨書のあるもの
- 八一型式 折損、腐蝕その他によつて原形の判明しないもの
- 九一型式 削屑